

令和5（2023）年5月31日開催

令和5年度
柏崎市農業委員会第36回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第36回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年5月31日（水）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）
議第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
報第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前9時

山崎事務局長

ただ今から第36回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。現在の出席委員数は19人で過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は25人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、9 番 尾崎 清信委員、10 番 尾崎 正俊委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 及び 2 の案件が、農業委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

吉田主事

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 及び 2 について、御説明いたします。

申請番号 1 加納地内、12 筆、田及び畑、計 1,770.36 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 2 加納地内、10 筆、田及び畑、計 4,045 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円又は無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 及び 2 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 及び 2 の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 1 及び 2 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第 1 号の申請番号 1 及び 2 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 3 から 7 までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 3 から 7 について、御説明いたします。

申請番号 3 野田地内、14 筆、田、計 3,749.61 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 4 野田地内、田、39 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 5 石曽根地内、田、234 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 6 高柳町山中地内、7 筆、田及び畑、計 1,774.61 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

2 ページを御覧ください。

申請番号 7 高柳町門出地内、畑、38 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 3 から 7 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 3 から 7 の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 3 から 7 までの案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 畔屋地内、畑、56 m²。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請地につきましては、昭和 51 年頃に申請者の亡き夫が一般個人住宅を建築し、以降、住宅敷地として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 北条地内、畑、158 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請人の居住地に隣接する申請地において、昭和 20 年頃に申請者の亡き夫が物置を建築し、以降、居住地と一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局に説明を求めま

す。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 北条地内、田、130 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画では車庫敷地を転用目的としていましたが、昭和 60 年頃より、住宅、駐車スペース、庭等の宅地の拡張敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認承認を求めるものです。議第 2 号 第 4 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 2 桜木町地内、畑、469 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

当初計画では鶏舎敷地を転用目的としていましたが、平成 10 年頃より、カーポート、通路、庭等の宅地の拡張敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認承認を求めるものです。

申請番号 3 桜木町地内、17 筆、田及び畑、計 2,077 m²。宅地造成。第 3 種でございます。

本件につきましては、当初計画の 8 区画から 10 区画に変更するものです。お手元の資料の「案内図及び土地利用計画図」の 11 ページに、変更前の土地利用計画図を参考として掲載しましたので、御覧いただければと思います。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 4 野田地内、田、432 m²。倉庫及び駐車場。第 2 種でございます。

申請地につきまして、当初計画者が賃貸借により倉庫敷地としての利用を計画していましたが、承継者が事業拡大に伴い倉庫及び駐車場が手狭になったことを受け、当初計画を変更し、承継者が売買により倉庫及び駐車場敷地として利用するものです。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 2 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異

議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」、申請番号 4 が、農業委員 ○○
○○委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号 1 から 3 までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請の申請番号 1 から 3
までについて、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、18 筆、田及び畑、計 2,077.79 ㎡。宅地造成。第 3 種でござい
ます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 3 に関連するものであり、先ほど承
認を受けた 17 筆に、市道と接続する通路の隅切り部分として、1 筆を加えた転用計画とな
っています。

申請番号 2 野田地内、2 筆、田、計 442 ㎡。倉庫及び駐車場。第 2 種でございます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 4 に関連するもので、先ほど承認を
受けた 1 筆に、駐車場の一部として、1 筆を加えた転用計画となっています。

申請番号 3 荒浜三丁目地内、畑、99 ㎡。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請地につきまして、渡人の先代が以前より土地の一部にコンクリートを敷設していた
ことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。
受人につきましては、申請地に隣接する住宅及び宅地を、貸住宅及び敷地として取得する
予定ですが、宅地内に駐車スペースがないため、宅地を拡張し、申請地を駐車スペースと
して利用する計画となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特
に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第４号の申請番号１から３までの申請案件について、事務局の提案のとおり許可処分とすることに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第４号の申請番号１から３までの申請案件について事務局の提案のとおり許可処分といたします。

議長

続いて、議第４号の申請番号４の案件の審議を行います。

当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

議長

では、事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書５ページを御覧ください。議第４号 農地法第５条許可申請の申請番号４について、御説明いたします。

申請番号４ 加納地内、田、13㎡。物置兼車庫。第２種でございます。

申請地につきまして、平成15年頃より、渡人が物置兼車庫の乗り入れ部分として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の５ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第４号の申請番号４の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請番号 4 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、議第 4 号の申請番号 4 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）、（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後 10 日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（3 筆）、2,994.00 m²、その他（3 筆）、69.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 5（2023）年 6 月 16 日。農用地利用集積計画の明細は別紙明細書のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 6 号 令和 4 年農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、御説明申し上げます。議案書 9 ページを御覧ください。

この公表につきましては、昨年度設定いたしました「令和 4 年度最適化活動の目標設定等」の実施状況に関して公表するものです。昨年度から、農林水産省経営局長通知に基づき、様々な取り組みが求められて参りましたが、この公表で一区切りとなります。

内容といたしまして、それぞれの目標に対する実績を記載しております。

議案書 10 ページに、1 最適化活動の成果目標として、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の発生防止・解消を。11 ページに (3) 新規の参入の促進を。12 ページに、2 最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2) 活動強化月間の設定を。13 ページに (3) 新規参入相談会への参加が掲げられております。以上の項目に関する実績を踏まえ、国の通知に基づきあてはめた「目標の達成状況（の評語）」は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

また、「推進委員等の点検・評価結果」ですが、御覧の内訳となります。これは、昨年度の委員の皆様から御提出いただきました活動記録簿から導き出したものです。その内容・詳細は、本日お手元に配付をいたしました、委員さんのそれぞれのお名前が入っております「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」のとおりであります。

また、この結果の算出に当たりましては、「1 人当たりの活動日数」の実績が大きな比重を占めることとなっています。令和 5 年度は「1 人当たりの活動日数」を月 13 日としたところ です。

なお、この公表に当たりましては、6 月中旬の新潟県農業会議の指導を経た後に行うこととなります。また、新潟県からも指摘がなされることもあることから、修正する必要が生じた場合には、その対応につきましては、会長及び職務代理者に御一任くださいますようお願いいたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

No.10 尾崎 正俊農業委員

9 ページの農業委員会の現在の体制というところで、農業委員の定数 19、実数 19 で、内訳を足すと 15 となっていて 4 名ほど足りませんが、これはどういうことでしょうか。

山崎事務局長

こちらにつきましては、この項目に入らない委員さんがいるという考えです。必ずしも内訳の合計が実数にはならないということです。

議長

尾崎委員よろしいでしょうか。

No.10 尾崎 正俊農業委員

はい、分かりました。

No.5 安野 検一農業委員

農業委員の内訳のかたちだと思うのですが、認定農業者でない農業者がいるので、それはこの内訳には入らないわけです。農業者が 16 人ほどいると思うのですが、その中で認定農業者が 12 人いるわけで、普通の農業者はこの中には含まれないということです。そういうことだと思います。

これには枠があって、女性だとか 40 代以下だとか、平野委員のように中立という立場の人など、特定の人だけの内訳であるということです。

No.2 灰野 善栄農業委員

今の件ですが、この書式は県からの申出の書式なのでしょうか。

山崎事務局長

こちらの様式は、国から示されている様式でございます。

No.2 灰野 善栄農業委員

事務的には、尾崎委員が言うように、実数にあった内訳があった方がわかりやすいと思うので、そのように要望してはいかがでしょうか。

山崎事務局長

私の説明が至らなくて大変申し訳ありません。

農業委員数で、定数 19、実数 19 とありますが、認定農業者がこの中に 12 人いらっしゃるということです。例えば、女性が 12 人いれば、12 という数字が記載されます。また、認定農業者 12 人のうち、皆が 40 代以下であれば、40 代以下の欄には 12 と記載されますので、ここの内訳は必ずしも実数となるわけではありませんので、御理解をいただけますでしょうか。

No.16 阿部 淳一農業委員

それでは、例えば、認定農業者であり、女性である委員については、1 人で 2 つの記載があるということでしょうか。

山崎事務局長

そういうことです。内訳は、19 を超える場合もあります。御理解いただけますでしょうか。

No.2 灰野 善栄農業委員

非常にわかりづらいといえますか、何を求めているのかがよく分からないので、なにか会議があれば申し上げていただきたいと思います。以上です。

議長

様式については、皆さん御理解していただければと思います。

他に御意見、御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

報第 1 号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について、御説明いたします。

議案書 15 ページを御覧ください。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て、7 月 1 日に新たな耕作者へ権利の移転がされるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第 1 号の報告を終了します。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前 10 時

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員
